

平成24年1月27日
関東経済産業局
関東東北産業保安監督部

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、足利ガス株式会社に対し現地確認調査等を行い、同社がガス事業法に基づく事業の許可を受けずに、LPガスを導管により70戸以上に供給している事業を行っている事実を確認しました。

このため、本日（1月27日）、同社に対し嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

1. 経緯

- (1) 関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、足利ガス株式会社から栃木県足利市山下町において、LPガスを導管により70戸以上へ供給する事実について、必要なガス事業法の許可を受けずに行っている懸念があるとの申し出を受けた。
- (2) このため、関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、現地確認調査等を実施し、その結果、ガス事業法第37条の2に基づく事業の許可を受けずにガスを供給している事実を確認した。

2. 足利ガス株式会社に対する指示

関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、本日（1月27日）、足利ガス株式会社に対し文書により嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課

担当者：関根、篠原

電話：048-600-0414（直通）

(参 考)

足利ガス株式会社の概要

代表者 代表取締役社長 石川 尚志

本 社 栃木県足利市錦町27-1

簡易ガス事業 許可地点群及び許可地点数

関東経済産業局管内 4 地点群 567 地点

(平成23年12月現在)

ガス事業法第2条第3項

この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいう。

ガス事業法第37条の2

簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。